

秦野市国際交流協会規約

(名 称)

第1条 本会は、秦野市国際交流協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、秦野市に住む外国人と秦野市民との交流を通じ、国際親善と国際理解を図り、もって世界平和に寄与することを目的とする。

(性 格)

第3条 本会は、国籍、政治信条、思想、宗教等の相違を超えて、会員の自主的意志に基づき活動するものとする。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 諸外国の市民との相互交流・援助の促進
- (2) 市民に対する国際交流の趣旨の普及
- (3) 国際交流諸団体との交流
- (4) その他目的達成に必要な事業

(会員及び会員資格)

第5条 本会の会員は、第2条に掲げる目的に賛同する個人(家族会員を含む)及び法人・団体・個人(賛助会員)をもって構成する。入会は、会費の納入を必要とし、継続した未納は退会の意思表示とみなす。

(会 議)

第6条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(委員会)

第7条 本会に次の委員会を置く。

- (1) レクリエーション実施委員会
- (2) パーティー実施委員会
- (3) ガイドブック作成委員会
- (4) その他役員会において必要と認められる委員会

2 委員会の運営は、各委員会において定める。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名

- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 若干名

(役員を選出及び任期)

第9条 役員は、総会において選出する。

- 2 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 3 欠員による補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、本会の運営にあたる。
- 4 会計は、本会の経理を処理する。
- 5 監事は、会務の執行及び会計を監査する。

(会長の専決事項)

第10条の2 会長は、その専決により予算の補正、流用及び予備費の充用をすることができる。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会及び臨時総会は、会長がこれを召集する。
- 4 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改正
- (4) その他役員会が必要と認めた重要事項

5 総会において報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算の補正、流用及び予備費の充用
- (2) その他役員会が必要と認めた事項

(役員会)

第12条 役員会は、第8条に掲げる役員をもって構成する。

- 2 役員会は、必要の都度、会長が召集する。
- 3 役員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算案の編成に関すること
- (2) 事業計画及び予算の執行に関すること
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(議 事)

第13条 総会の議長は、互選により選任する。

2 役員会の議長は、会長が当たる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第15条 会員は、次の年額会費を納入する。

- | | | |
|----------------------|------|--------|
| (1) 法人・団体・個人（賛助会員） | 一口以上 | 3,000円 |
| (2) 個人 | | 2,000円 |
| (3) 家族（個人会員の家族一人につき） | | 500円 |
| (4) 学生・生徒会員 | | 500円 |

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第17条 本会の事務局を会長が指定する場所におく。

(顧 問)

第18条 本会に相談役として顧問若干名を置く。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会において決定する。

附 則

この規約は、1985年4月20日から施行する。

この規約は、1991年6月14日から施行する。

この規約は、1997年6月6日から施行する。

この規約は、2004年6月30日から施行する。

この規約は、2005年5月20日から施行する。

この規約は、2008年5月29日から施行する。